

日	
第	第
號	號
送受	送受
月	月
日	日

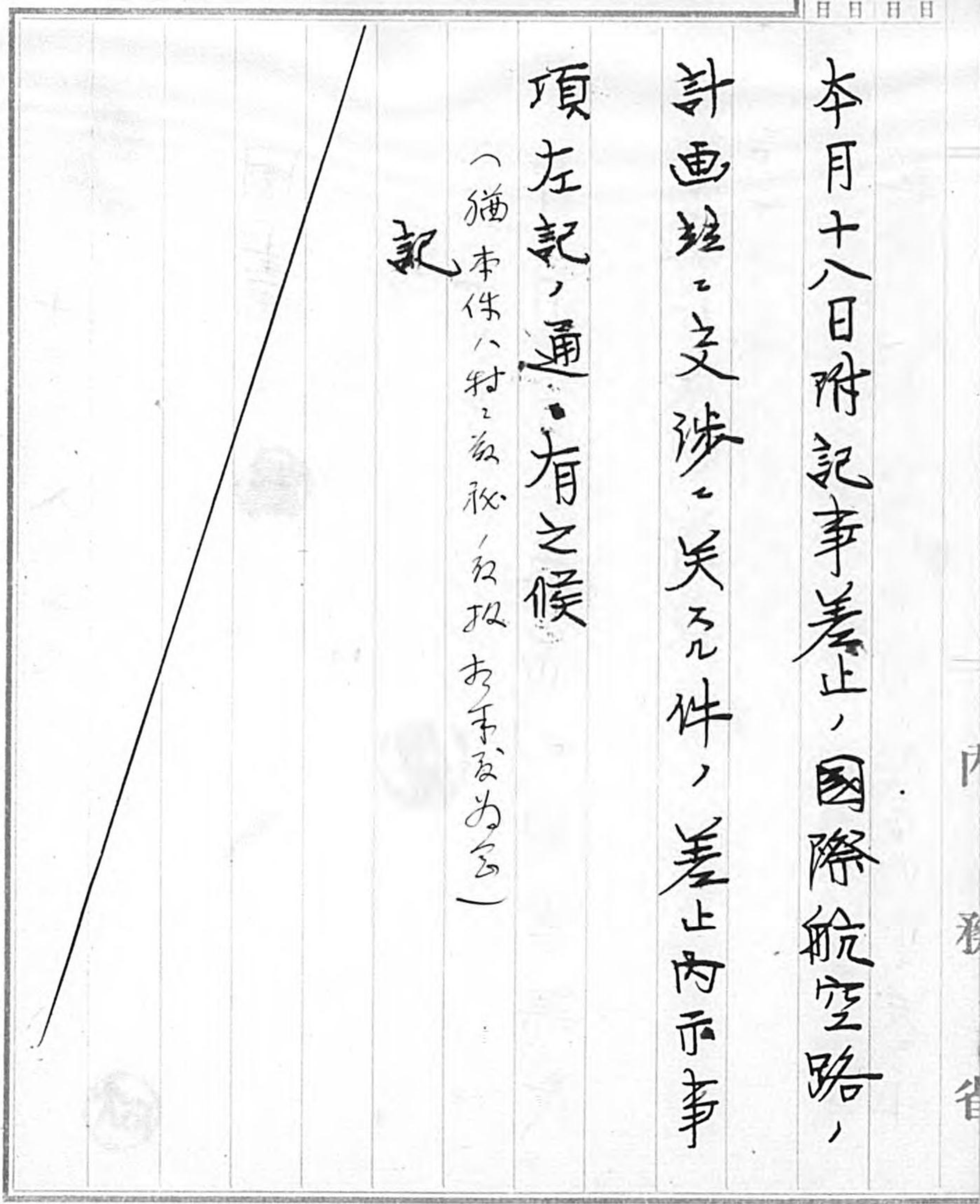
本月十八日附記事差止、國際航空路、

計畫之交渉、其件、差止内示事

項左記、通、有之候

(猫本件ハ村之取秘ノ取取オテ取取ガ云)

記



一、記事差止、趣旨

國際航空路開設ニ関シ目下通信外務両省ニ於テ

計画及關係諸外國ト交渉中ナルガ右事實ヲ無

制限ニ報道セシムルニ於テハ計画實施ニ交渉進

捗上悪影響アリト認メラルルニ依リ本件記事差

止ヲ為シヤリ

二、記事取締、要旨

甲 國際航空路ノ計畫ニ关スル事項

1. 經營主体

(1) 新ニ設立 (十月未^頃頃、^頃頃) セラルル 航空会

社ノ名称、組織、目的、業務^{其、他本会社ニ关スル}等一切ノ記事ハ

嚴重取締ヲ要ス

(2) 新ニ航空会社設立ニ當リ日本航空輸送

株式会社^及既設ノ國際航空株式会社

改正(セラル等)ノカ右
トシ係ニ关スル一切ノ記事ハ嚴重取締ヲ要ス

(註)既設ノ國際航空株式会社ハ改正

日滿独間之期航空業(計畫)ニ关シ設立セ

ラシタルモノニシテ(右事情)一切秘密ニ附セラレ居リ又右

关スル記事ハ今回整理(改訂)會セラシタル昭和

十二年三月二十日附通牒ノ記事差止ニ依リ

取締ヲ為シ来(レ)ルモノニシテ今後モ依然

記事取締ヲ要スル事

前二項ニ关シテハ^{近キ}关系當否ヨリ發表アル^趣ナリ

口計画内容

国際航空路ノ計画ニ关シテハ其ノ内容ハ勿論

當該計画ノ存在スルコト自体モ取締ヲ要ス

ハ 国際航空路

航空路ニ关スル一切ノ記事ハ嚴重取締ヲ要ス

尚當面問題トナルベキモノハ大略次ノ如シ

○日米間航空路

東京（小笠原）ニ文島（小笠原）ニサイパンニロタニケアムニヤツプニハ

ヲ大（東京、パラオ線）

ケアムニ於テ、パン、アメリカン、エアウエイズニ會

社、桑港線ト連絡スルモノトス

○日英間航空路

台北⇌香港

香港ニ於テ、~~ク~~イン^コリアル・エアウエイズ^レ会社、

線路ト連絡スルモトス

○日独間航空路

①東京⇌新京⇌安西⇌カブール⇌バグダット⇌

ロードス⇌ヘルシン(中央エトス)

②東京⇌台北⇌盤谷⇌カルカッタ⇌カラチ⇌

パグジット・ロードス・ペリヤン (南カエス)

○日曜間航空路

台北・香港・河内・ビエン・ヤン・ウドーン

盤谷 (台北盤谷線)

○其他

台北・マニラ・ダバオ・マカッサル・スラバヤ・バタビヤ

(台北バタビヤ線)

尚東京、新京阿直通（日本海經由）航空路ハ新

設会社ノ至當ニ依ルモノニシテ本未取締ヲ要スルモノ

ナルモ従前既ニ報道セラレタル關係モアリ單ニ航

空路ノミノ記事ニシテ会社ノ關係ヲ記述セザル

④限り不同ニ附ス

乙、國際航空ノ開設ニ關シテ交渉ニ關スル事項

國際航空路ノ交渉ニ關シテハ其ノ當事者、内容

ハ勿論^單當談交渉ヲ為シツ、^記マリト^{スル}ガ如キモ嚴重

取締ヲ要ス

三 記事掲載差支ナキ事項

一 本差止ハ定期航空連絡ニ关スルモノナルヲ以テ一時的

航空ニ关スルモノハ差支ナシ

二 既設ノ日滿文定期航空連絡ニ关スルモノハ差支ナシ

秘

秘

昭和十三年八月十八日

航空局 大久保 國際課長

內務省警保局
大島 圖書課長 殿

新聞雜誌等掲載禁止事項ニ關スル件

左記事項雜誌等ニ掲載禁止方可然御取計煩度

記

國際航空路計畫竝ニ外交交渉ニ關スル件

國際航空路計畫及該航空路經營主體ニ付テハ遞信省發表、外
交渉（通過國ニ對スル分ヲモ含ム）ニ付テハ外務省、遞信省共
同發表（又ハ同時發表）以外ノモノハ掲載禁止セラレ度

航空局

(7)

備考

(一) 當面ノ問題トナリオルモノハ大略左ノ如シ

✕ 日米間航空路

東京 〓 父島 〓 サイパン 〓 ロタ 〓 グアム 〓 ヤツブ 〓 パラ
オ (東京バラオ線)

「グアム」ニ於テ「パン・アメリカン・エアウェイ
ズ」會社ノ桑港線ト連絡スルモノトス

日英間航空路

台北 〓 香港

香港ニ於テ「インベリアル・エアウェイズ」會社ノ
線路ト連絡スルモノトス

日獨間航空路

(1) 東京 〓 新京 〓 安西 〓 カブール 〓 バグダッド 〓 ロード
ス 〓 ベルリン (中央コース)

(2) 東京 || 台北 || 盤谷 || カルカタ || カラチ || バグダツ
ド || ロードス || ベルリン (南方コース)

✕ 日暹間航空路

台北 || 香港 || 河内 || ビエンシヤン || ウドーン || 盤谷
(台北盤谷線)

✕ 其ノ他

台北 || マニラ || ダバオ || マカツサル || スラバヤ || バタ
ビヤ (台北バタビヤ線)

(二) 經營主體ニ付テハ同時ニ日本航空輸送株式會社ト✕各國際
航空株式會社トノ合併問題及ビ之ニ關係アル記事ニ付テモ
取締方御配慮相煩度

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	北村	8月17日 3時35分	北村	
大阪府電話		月 日 時 分		
愛知縣電話		月 日 時 分		
各廳府縣(各殖民地)電報		8月17日 3時30分	北村	
東京遞信局電話	山口	8月17日 3時40分	北村	

甲乙ノ種別

31

案起

昭和十三年 八月十六日 局受 月 日 號 局送 月 日

決判 月 日 文書課長 施行 八月十七日

主查 圖書課長

警保局長 事務官

大臣 理事官

次官

第一電報案

十三年八月十七日

警保局長名

警視廳總監 各廳府縣長官(除東京府知事) 宛

新聞記事 差止 二關スル件

昭和十一年四月四日附通牒ノ日暹航

内務省

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

空連絡ノ交渉ニ關スル差止並ニ昭和十二年

三月二十日附通牒ノ歐亞定期航空連絡

ニ關スル差止ヲ左ノ通改訂ス此ノ旨來ル

八月十八日附ヲ以テ

(外字紙ヲ除ク)

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告懇談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

記

内務省

國際航路、計畫並其交渉
當局(外務省)、
關之ハ通信省發表以外一切新聞紙
ニ掲載セザル様

第二電報案

十三年八月十七日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同シ

手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話先
月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	8月 17日 後前 5時 60分	8月 17日 後前 5時 60分	8月 17日 後前 5時 50分	8月 17日 後前 3時 35分	通 牒 日 時
						有吉	北川	高田	北村	受 信 者 氏 名
						牛池	牛池	牛池	牛池	取 扱 者 印
電 報 手 配										
發 信 先		發 信 日 時		取 扱 者 印						
各殖民地當該官		8月 17日 後前 3時 30分		牛池						
各廳府縣警察部長		發 信 日 時		取 扱 者 印						
各殖民地當該官		8月 17日 後前 3時 30分		牛池						
憲兵司令部		8月 17日 後前 5時 30分		牛池						
東京都市遞信局		8月 17日 後前 3時 40分		牛池						
內閣情報部		8月 17日 後前 5時 分		牛池						
拓務省警務課		8月 17日 後前 5時 10分		牛池						
衆議院速記課		月 日 後前 時 分		取 扱 者 印						
貴族院委員課		月 日 後前 時 分		取 扱 者 印						

新聞、雜誌等ニ掲載禁止事項

一、國策航空株式會社設立ニ關スル件

凡ソ十月末日迄本會社設立ニ關スル件一切掲載禁止方取計ハレ
度

二、國際航空路計畫及交渉ニ關スル件

當局公表ニ係ル以外ハ全テ掲載禁止方取計ハレ度

航空局事務官

中^{ナカ}

郷^{ゴウ}

敏

夫

航空局監理部企畫課

航空局

(7)

秘

定期航空輸送事業資本金所要額調

航
空
局

(一三八九)

定期航空事業資本金所妥額調 (一三、七七)

區 別	所妥資本金總額	所 要 年 度 割					備 考
		十三年度	十四年度	十五年度	十六年度	十七年度	
一、日本航空輸送株式會社現有資本金	一四九三二九七 円	一四九三二九七 円	1 円	1 円	1 円	1 円	内詳別紙第一號表
二、國際航空株式會社現有資本金	六五七五五六	六五七五五六	1	1	1	1	第二號表
三、既定計畫實施に要する資金	一七〇一六四〇〇	一七〇一六四〇〇	1	1	1	1	第三號表
四、國內及國際航空路擴張所要資金	六〇二四〇〇〇	一五〇〇〇〇〇	一〇一〇〇〇〇	一〇六〇〇〇〇	三六〇〇〇	一七一四〇〇〇	第四號表
合 計	九二八一七三三三	四六九六七三三三	二〇一〇〇〇〇	一〇六〇〇〇〇	三六〇〇〇	一七一四〇〇〇	

別紙第一號表

日本航空輸送株式會社現有資本金調 (昭和十三年三月三十一日現在)

借		方		貸		方	
未拂込資本金	四、〇〇〇、〇〇〇	資本金	一〇、〇〇〇、〇〇〇	法定積立金	二〇三、三八二	特別償却準備積立金	五二、〇〇〇
土地	四、九六八	別途積立金	二一八、二七一	災害準備積立金	二五三、四四三	職員退職手當積立金	八六、〇〇〇
建物	一、二〇〇、二六〇	災害準備積立金	二一八、二七一	特別償却準備積立金	二五三、四四三	借入金	二、五〇〇、〇〇〇
工作物	二七二、六五九	特別償却準備積立金	五二、〇〇〇	職員退職手當積立金	八六、〇〇〇	未拂配當金	五二〇、二二一
飛行機	二、五二五、八三九	借入金	二、五〇〇、〇〇〇	未拂配當金	五二〇、二二一	支拂未濟金	五八二、二〇九
發動機	一、四六一、九七〇	未拂配當金	五二〇、二二一	支拂未濟金	五八二、二〇九	假受金	六三、五三二
機械	二六一、七九七	支拂未濟金	五八二、二〇九	假受金	六三、五三二	前期繰越金	三八六、一二〇
器具	一二七、三三九	假受金	六三、五三二	前期繰越金	三八六、一二〇		
什器	八八、七三〇						
貯藏物	一、五五三、一三二						
物品	一、五五三、一三二						
銀行	一、五二〇、四七一						

眼録第一號表

備考 一、借方之部未拂込資本金ハ其後三〇〇〇〇〇〇圓トナリタリ

現 金	四一、〇七五五七						
有 價 證 券	八九八五〇〇〇〇						
支 所 營 業 所 勘 定	七八六四五七九						
假 拂 金	一、五九三、二八三七一						
未 收 金	七三三、三八七四〇						
雜 勘 定	一、六五九一八						
合 計	一四、九九三、二九七三〇						
		合					
		計					
			當 期 純 利 益 金				
			六四三、一三五〇七				
				一四、九九三、二九七三〇			

別紙第二號表

國際航空株式會社現有資本金調

(昭和十三年三月三十一日現在)

		借	方	貸	方
固定資產	一、〇七二、三一八九七	資本	五、〇〇〇、〇〇〇	未拂金	五、五七五、三六一五
建築物	一九五、八五八六				
工作物	一九、六七七四八				
機體	六九二、三九七六〇				
發動機	二〇二、一七四一四				
プロペラ	五三、二八四九四				
自動車	八九五〇〇				
無線器材	五一、八八九二七				
什器器具	二四、三五九六八				
流動資產	一、二七七、三六六五九				
未收金	一三、八一六〇〇				
貯藏物品	一、一七六〇三				

合	當期損失	小計	寄託保證金	貸付金	假拂金	伯林	雜勘定	設立費	未拂込資本金	現金	受取手形	銀行
計	金	計	金	金	金	林	定	費	金	金	形	行
五、五五七、五三六一五	一一〇、五六一七二	五四四、六九七四四三	一〇〇〇〇	七三五、一四三二二	三〇六、一二二八二	四九七、六七五八	一、〇九一、一三三六二	六一五、五二五	二、〇〇〇、〇〇〇〇〇	六七、一六六	三四八、〇〇〇〇〇	九一四、七〇二九〇
合												
計												
五、五五七、五三六一五												

備考

一、借方之部未拂込資本金ハ其後拂込ニ依リ金額消滅セリ

別紙第三號表

既定計畫實施に要する資金

既定計畫實施の爲の所要資金は左に掲ぐる器材設備に要するものにして
 右は東京北京線及福岡南京線開設（本年十月）迄國內幹支線（含九州環
 狀線）の連航上必要のものとす

(イ) 器材關係

一、ロツキード	十台	二、八三、四〇〇
一、右豫備品		一、六六六〇〇〇
一、スーパ	十台	六〇〇〇〇〇
一、右豫備品		二七五〇〇〇
一、ビーチクラフト	二十台	四四〇〇〇〇
一、右發動機	十台	一五〇〇〇〇
一、ビーチ用部品 （豫備品共）		三〇〇〇〇
一、ダグラスDC3 （豫備品共）	五台	四一、一〇〇〇〇
一、壽發動機	二十台	三六〇〇〇〇
小計		一〇、三六六、四〇〇

圓

合格納庫計

一、六五〇、〇〇〇
一、二〇一、六四〇〇〇

圓

別紙第四號表

國內及國際航空路擴張所要資金調書

線路別	十三年度	十四年度	十五年度	十六年度	十七年度	計	備考
東京、ハラ才線	円	三、四、五〇〇〇〇				三、四、五〇〇〇〇	
南洋島内線		五、一〇〇〇〇〇				五、一〇〇〇〇〇	
高雄、今才線		三、二〇〇〇〇〇				三、二〇〇〇〇〇	
東京青森線					一、〇〇〇〇〇	一、〇〇〇〇〇	
新潟青森線					一、〇〇〇〇〇	一、〇〇〇〇〇	
大阪福岡線				一、〇〇〇〇〇		一、〇〇〇〇〇	
大阪宇和島線					一、〇〇〇〇〇	一、〇〇〇〇〇	
松山大分線					二、五〇〇〇〇	二、五〇〇〇〇	
札幌根室線			一、〇〇〇〇〇			一、〇〇〇〇〇	
札幌豊原線				四、〇〇〇〇〇		四、〇〇〇〇〇	
國內線小計		一、一、七、四〇〇〇〇	一、〇〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇〇	六、五〇〇〇〇	一、一、七、四〇〇〇〇	
東京新京線 施設改善		一、八、四〇〇〇〇				一、八、四〇〇〇〇	

線路別	十三年度	十四年度	十五年度	十六年度	十七年度	計	備考
東京新京線	1円					1円	
東京北京線 施設改善		3300000				3300000	
京城大連線 北京へ延長		300000				300000	
京城青島線		200000				200000	
日滿支循環 線			1400000			1400000	
台北上海線			200000			200000	
台北香港線			1300000			1300000	
台北盤谷線	4400000					4400000	
台北ハタゴ線			3200000			3200000	
亞歐連絡南 方線	10000000					10000000	
東京桑港線					2100000	2100000	
パラオポート ダーヴイン線				1400000		1400000	
						1400000	
						2100000	
						3300000	
						300000	
						1400000	
						200000	
						1400000	
						3300000	
						300000	
						1400000	
						200000	
						1400000	
						3300000	
						300000	
						1400000	
						200000	
						1400000	
						3300000	
						300000	
						1400000	
						200000	
						1400000	
						3300000	
						300000	
						1400000	
						200000	
						1400000	
						3300000	
						300000	
						1400000	
						200000	
						1400000	
						3300000	
						300000	
						1400000	
						200000	
						1400000	
						3300000	
						300000	
						1400000	
						200000	
						1400000	

ボ ド ニ ー 線	ポ ド ニ ー 線	シ ド ニ ー 線	國 際 線 小 計	台 北 福 州 厦 門 線	台 北 廣 東 線	小 計	總 計
			1,450,000.00				1,450,000.00
			635,000.00	1,100,000.00	1,300,000.00	1,450,000.00	1,010,000.00
			1,050,000.00				1,050,000.00
			1,450,000.00				1,450,000.00
			1,050,000.00				1,115,000.00
	1,300,000.00		1,050,000.00				1,115,000.00
	1,450,000.00		1,450,000.00	1,100,000.00	1,300,000.00	1,450,000.00	1,450,000.00

國內及國際航空路擴張計畫概要

區別	航路	回數	距離	飛行所要時間	使用機材	備考
東京、ハラオ線	東京、父島、サイパン、 ハラオ、グアム、ヤツブ、 ハラオ	每週一往復	四、一八〇 <small>軒</small>	二、三、四〇 <small>分</small>	中型飛行艇 五 <small>機</small>	
南洋島内線	1. パラオ、ヤツブ、オ レアイ、トラツク、 ボナベ、クサイ、ヤ ル、 2. サイパン、トラツク	每週一往復	一、二〇〇	六、三〇	中型飛行艇 七	
高雄、ハラオ線	ハラオ、高雄、	每週一往復	二、三一〇	一、二、三〇	大型飛行艇 (ダグラスD.F.) 四	
東京、青森線	東京、水戸、仙台、盛岡、 青森	每日一往復	六六〇	四、一〇	小型陸上機 四	
新潟、青森線	新潟、鶴岡、秋田、 青森	每日一往復	三五二	二、一〇	小型陸上機 四	
大阪、福岡線	大阪、岡山、廣島、小月、 福岡	每日一往復	五一三	三、一五	小型陸上機 四	
大阪、宇和島線	大阪、高松、松山、宇和島	每日一往復	三七八	二、二〇	小型陸上機 四	

區別	航路	回数	距離	飛行所要時間	使用機材	備考
松山大分線	松山、大分、	每日一往復	一四四	約五五分	小型陸上機 四機	
札幌根室線	札幌、旭川、帶廣、釧路	每日一往復	四七七	三〇〇	小型陸上機 四	
札幌豐原線	札幌、旭川、稚内、豐原	每日一往復	五一七	三一〇	中型陸上機 (スーパ) 四	
東京新京線 施設改善	東京、大阪、京城、奉天、 新京	每日一往復	二二〇〇	八一〇	大型陸上機 (AT) 四 ダグラス DC2 五	東京京城間使 用機 (AT)ダグラス DC2 2)改良キートン
東京新京線	東京、新京	每日一往復	一五五〇	五三〇	大型飛行機 (ハインケル) 三	
東京北京線 施設改善	東京、大阪、福岡、青島、 天津、北京	每日一往復	二四〇五	八五〇	大型陸上機 (ダグラス DC2) 四 ダグラス DC3 三	二日二付一往復 復々毎日一往復 トシ東京福岡間 使用機 DC2 2) D C3 2)改良キートン
京城大連線 北京へ延長	京城、大連、天津、北京	每日一往復	一〇九〇	三五〇	大型陸上機 (AT) 四	
京城青島線	京城、青島	每日一往復	六四〇	二二〇	大型陸上機 (AT) 三	
日滿支循環線	東京、新京、北京、南京、 東京	每週二往復	六一〇七	一五二〇	大型陸上機 (神風新工) 六	

台北上海線	台北香港線	台北盤谷線	台北、マニラ、スラバヤ、 マカッサル、	台北、盤谷、カルカッタ、 カラチ、バグダット、 ロンドン、羅馬、巴里、 倫敦、	東京、グアム、ウエーキ、 ミッドウェイ、ホノルル、 桑港、	パラオ、ポート ダービン線	ポートダービン シドニー線
台北、上海、	台北、香港、	台北、香港、河内、 ビエンチャン、盤谷、	台北、マニラ、スラバヤ、 マカッサル、	台北、盤谷、カルカッタ、 カラチ、バグダット、 ロンドン、羅馬、巴里、 倫敦、	東京、グアム、ウエーキ、 ミッドウェイ、ホノルル、 桑港、	パラオ、マナクック、 ポートダービン	ポートダービン シドニー
毎日一往復	毎日一往復	毎週三往復	毎週一往復	毎週一往復	毎週一往復	毎週一往復	毎週一往復
七五〇	九〇〇	三、〇九〇	五、六二五	一、四七五〇	一、三二六〇	二、二〇〇	四、〇五〇
二、四五	三、二〇	一、二五	二〇、五〇	四、一〇〇	六、二、三〇	九、一〇	一、六五〇
大型陸上機 (AT) 三	大型陸上機 (AT) 三	大型陸上機 (ダグラスDC3) 八	大型陸上機 (ダグラスDC2) 五	大型陸上機 (フツケウルラ コンドール) 六	大型飛行艇 (ボーイング三二四) 五	大型水陸兩用機 (シコルスキー43) 三	大型水陸兩用機 (シコルスキー43) 三

區別	台北福州廈門線	航路	台北、廣東、	回數	每日 一往復	距離	八六〇 <small>軒</small>	飛行所 要時間	約三 一〇分	使用機材	(A T) 大型陸上機 三	備考	(A T) 大型陸上機 四
	台北廣東線												

甲乙ノ種別

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話		月 日 前後 時 分		
大阪府電話		月 日 前後 時 分		
愛知縣電話		月 日 前後 時 分		
各廳府縣各殖民地電報		月 日 前後 時 分		
東京遞信局電話		月 日 前後 時 分		

案起 昭和十三年九月十三日 局受 第 月 日 號 局送 月 日

32

決判 月 日 文書課長

施行 月 日

印

主查 圖書課長

警保局長

事務官

大臣

理事官

次官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監 各廳府縣長官 (除東京府知事) 一宛

新聞記事

差止

ニ關スル件

本月十三日檢舉着手シタル治安

三二

事務官

議		合	
第	第	第	
號	號	號	
送受	送受	送受	
月	月	月	
日	日	日	

維持法違反被疑事件

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告懇談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

手配

票
 警察電話不通
 通話先為延
 府公家電話

電 通 牒 先 話	通 牒 日 時	受 信 者 氏 名	取 扱 者 印	電 話 通 報 先	通 報 日 時	受 信 者 氏 名	取 扱 者 印
警視廳	9月13日 前 4時 5分	井上	印	憲兵司令部 警電 一〇〇五番	9月13日 前 4時 5分	金井	
大阪	9月13日 前 4時 5分	堀川	印	東京都市遞信局 直通電話又ハ 赤坂三六七番	9月13日 前 4時 5分	持田	
愛知	9月13日 前 4時 5分	天野	印	內閣情報部 省内電話 五四〇番	9月13日 前 4時 5分	堀江	伊子
福岡	9月13日 前 4時 5分	有吉	印	拓務省警務課 銀座 自五、一三三番 至五、一三九番	9月13日 前 4時 5分	赤岡	伊子
宮城	9月13日 前 4時 5分			衆議院速記課 銀座 三八九〇番	9月13日 前 4時 5分		
北海道	9月13日 前 4時 5分			貴族院委員課 北村 銀座 四、一三一番	9月13日 前 4時 5分		
新潟	9月13日 前 4時 5分			電 報 手 配			
石川	9月13日 前 4時 5分						
廣島	9月13日 前 4時 5分						
香川	9月13日 前 4時 5分			發信先 各廳府縣警察部長 各殖民地當該官	9月13日 前 4時 5分		西本

甲乙ノ種別

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話		月 日 前後 時 分		
大阪府電話		月 日 前後 時 分		
愛知縣電話		月 日 前後 時 分		
各廳府縣(電報各殖民地)		月 日 前後 時 分		
東京遞信局電話		月 日 前後 時 分		

案起

昭和十三年十月四日

付局受

月第 日號

局送

月 日

33

決判

月 日 文書課長

施行

10月5日

警保局長

事務官

主查圖書課長

大臣

理事官

次官

昭和十三年十月四日

第一電報案

警保局長名

警視廳總監

各廳府縣長官(除東京府知事)

宛

新聞記事

取締

二關スル件

昭和八年十月二十六日附通牒、滿洲國

三三

事務官

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

交通等ニ関スル記事ヲ差止ニ付龍潭山

大豊満間鉄道ノ運輸營業開始ニ関シ

九月二十七日関係當局ヨリ發表アリタリ

急念

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告 懇談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

圖書課長

關高檢第二四一號

昭和十三年九月二十七日

事務官

秘

理事官

關東局司政部長

對滿事務局長殿	內務省警保局長殿	關東軍參謀長殿	關東憲兵隊司令官殿	朝鮮警務局長殿	台灣警務局長殿	治安部警務局長殿	關東遞信局長殿	下關檢閱係員殿
---------	----------	---------	-----------	---------	---------	----------	---------	---------

新聞記事掲載禁止事項中發表ノ件

本日別紙寫ノ通關東州廳警察部長ニ通牒セリ

呈報ニ電報了
了了了



寫

關高檢第二四一號

昭和十三年九月二十七日

秘

關東局 司政部長

關東州廳 警察部長 殿

新聞記事掲載禁止事項中發表ノ件

昭和八年十月二十六日附高檢一四四通牒滿洲國々防關稅並ニ交通問題ニ
關スル記事差止中、龍潭山、大豐滿間鐵道ノ運輸營業開始ニ關シ本日滿
洲國交通部ヨリ發表アリ爲念

甲乙ノ種別

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話		月 日 時 分 前後		
大阪府電話		月 日 時 分 前後		
愛知縣電話		月 日 時 分 前後		
各廳府縣電報 各殖民地		月 日 時 分 前後		
東京遞信局電話		月 日 時 分 前後		

34
 決判 月 日 文書課長
 施行 10月5日

案起 昭和十三年十月廿二日 局受 月第 日號 局送 月 日

主查圖書課長

警保局長

事務官

大臣

理事官

次官

此件ハ古同種ノ致ス

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監
各廳府縣長官(除東京府知事) 宛

新聞記事

取締

二關スル件

本年八月十八日附通牒ノ國際航空路

三四

事務官

議		合	
第	第	第	
號	號	號	
送受	送受	送受	
月	月	月	
日	日	日	

ノ計畫並ニ其ノ交渉ニ関スル記事一差止
 二廿来儿十月五日ヨリ東京北京線、福
 岡南京線ノ定期航空安人施ニ関シ本日
 通信者ヨリ發表アリ急急

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告 懇談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

圖書課長

事務官

理事官

供覽



東京北京線及福岡南京線ノ定期航空路開設

本
來十月五日ヨリ日本航空輸送株式會社ヲシテ東京北京線、福岡南京線
ノ定期航空ヲ實施セシムルコトナツタ

十月五日
発表決定

発表
時刻決定
切符発売
解除時刻決定

此十月五日正午迄有
正表より出る旨申越す

放送局(小沢)

和歌

參考

東京北京線及福岡南京線定期航空線路概要

一、東京北京線

航空路

東京ヨリ大阪（十一月一日ヨリ寄航ノ豫定）福岡、青島、天津
ヲ經テ北京へ

發著時刻

東京	大阪	福岡	青島	天津	北京
午前 七時〇〇分發	午後 三時〇〇分發	午後 一〇時五〇分發	午後 二時五〇分發	午後 四時二五分發	午後 四時五五分發
午後 四時一五分著	午後 三時〇〇分發	午後 一〇時二〇分發	午前 一〇時〇〇分發	午前 八時二五分發	午前 七時五五分發

航空回數

隔日一往復

使用飛機

「ロツクヒード」一四型 十一人乗旅客機

旅客運賃

東京大阪間	三十圓
大阪福岡間	三十五圓
福岡青島間	八十五圓
青島天津間	五十圓
天津北京間	十五圓

三、福岡南京線

航空路

福岡ヨリ上海ヲ經テ南京へ

發著時刻

福岡	午前十一時十分發	上海	午後三時十分發
上海	午後三時十分發	福岡	午前九時五十分發

南 京

航空回数

每日一往復

使用飛行機

「ダグラス」D C 2 型十四人乗旅客機及「ダグラス」D G 3 型
二十一人乗旅客機

旅客運賃

福岡上海間

上海南京間

八十五圓

二十五圓

午後 四^時一〇^分著

午後 四^時二〇^分發

手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話先
月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	通牒日時
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	受信者
取扱者印	取扱者印	取扱者印	取扱者印	取扱者印	取扱者印	取扱者印	取扱者印	取扱者印	取扱者印	取扱者印
各殖民地當該官		各廳府縣警察部長		發信先		電報手配		電話通報先		通報日時
月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	氏名
取扱者印		取扱者印		取扱者印		取扱者印		取扱者印		取扱者印

電報手配

電話通報先

憲兵司令部
 東京都市遞信局
 內閣情報部
 拓務省警務課
 衆議院速記課
 貴族院委員課

警電 一〇〇五番
 直通電話又ハ 赤坂三六七番
 省內電話 五四〇番
 銀座 自五、一三一至五、一三九番
 銀座 三八九〇番
 銀座 四、一三一番

各殖民地當該官
 各廳府縣警察部長
 發信先

航空局事務官 中 郷 敏 夫

航空局監理部企畫課

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣電 各殖民地電		月 日 前後 時 分	

發信者名
逕信者航空路

受信年月日時
昭和19年10月1日 後 又 時 分 受

處分結果

受信者名

決裁月日時

施行顛末

月 日 前後 時 分 決裁

返信月日時 月 日 前後 時 分 電話
受信者名 取扱者印

警保局長

圖書課長

事務官

理事官

(電報譯文) (電話聽取書)

航空局令通海中部事務官事務官

八月十八日附記事停止、五原航空路、討函等

記帳濟 (印)

定於二月廿五日又二十五日一連三日...

定於航空路開設一休表...

又由人至望...

○為平事均...

報之予連路...

考表

定古趣

甲乙ノ種別

35

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話		月 日 前後 時 分		
大阪府電話		月 日 前後 時 分		
愛知縣電話		月 日 前後 時 分		
各府縣(各殖民地)電報		月 日 前後 時 分	スハ	
東京遞信局電話		月 日 前後 時 分		

案起

決判

月

日

文書課長

局長

施行

10月

18日

昭和

年十月十四日

付局受

月第 日號

局送

月 日

主查圖書課長

警保局長

事務官

大臣

理事官

次官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監
各廳府縣長官(除東京府知事) 宛

新聞記事

取締

二關スル件

本年八月十八日附通牒、國際航空路

三五

事務官

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

ノ計畫並ニ其ノ交渉ニ関スル記事差

止ニ付明十月十五日大日本航空株式會社

ノ設立ニ関シ通信者ヨリ發表アル等

急念

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告懇談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

第一電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同シ

逓信省發表

支那事變に伴ふ東亞の新事態に即應すると共に世界の情勢に對應して帝國民間航空輸送事業の國際的一大進出を圖らしめらるるためには從來の航空輸送事業の面目を一新し之を統合一元化して事業の基礎を一層鞏固ならしめる必要がある。此の必要に基き昨日の閣議に於て新に大日本航空株式會社を設立し從來の日本航空輸送株式會社と國際航空株式會社とを本會社に統合せしむることとに政府の方針の決定を見た次第である。

新會社は其の鞏固なる機構を基礎とし全世界に對し航空路を延長せんとするものであつて、國內幹線航空路及我國を起點とする國際航空路の經營は全て本會社をして之に當らしめ、又從來日本航空輸送株式會社に支給せられた補助金は本會社に支給することとなるのである。而して當局としては現存の兩會社を母体とする本會社の内容を以てしては立遅れたる我國航空

輸送事業をして急速に世界の水準に引上ぐるに尙充分ならざるものありと考へ近き將來の飛躍的發展に備へるため更に第二段の策に付目下慎重考究中である。

尙新會社の設立要領は大體次の通である。

一名 稱 大日本航空株式會社

二 事業

(イ) 航空輸送事業及之に關聯する事業

(ロ) 前號の事業に對する投資及融資

三 資本

(イ) 總 額 二千五百五十萬圓

(ロ) 出資豫定

現物出資 一千五百萬圓

日本航空輸送株式會社 一千萬圓

國際航空株式會社 五百萬圓

現金出資 一千五十萬圓

(イ) 現物出資は全額拂込とし、現金出資は四分の一拂込とす。

尙國際航空株式會社は國際航空路の開拓を目的として、昨年八月資本金五百萬圓を以て成立した會社である。

昭和十三年十月十四日

大久保國際課長

大日本航空株式會社

田中重雄 殿

大日本航空株式會社設立新聞發表ノ時期ハ都合ニ依リ明十五日午後
五時（一時間延期）ニ致候間可然御取計被下度候

航空局

(T)

昭和十三年十月十三日

大久保國際課長

田中重芳 殿

大日本航空株式會社設立新聞發表の原稿中最後の行（「尙ほ國際航空株式會社は、云々」の說明記事）は會社公告の關係も有之削除致度候間可然御了知被下度候

航空局

圖書課長

事務官

理事官

十月二十日

航空局中御事務局長

内務省

東京へ社へ送る要旨(口頭)指通り案

國際航空會社新設計画案上り

新設線掲載 出上るモノヤ、趣 願 込

ソレが右へ旨上り航空路、計画

案、(案)を新設線掲載、停止事項、檢觸

上り計之、新設線掲載、標記、停止

印程書 抄

八社指導

通話先	通話日	受信者名	取扱者印																
<table border="1"> <tr> <th>同盟</th> <th>朝日</th> <th>日日</th> <th>讀賣</th> <th>報知</th> <th>國民</th> <th>都</th> <th>中外</th> </tr> <tr> <td> <small>銀座五七</small> 至自 一一 二二 三三 四五 </td> <td> <small>丸の内二三</small> 至自 〇〇 一一 二二 三四 </td> <td> <small>丸の内二三</small> 至自 〇〇 一一 二二 三四 </td> <td> <small>京橋五六</small> 至自 一一 二二 三三 四四 五五 六六 七七 八八 九九 〇〇 </td> <td> <small>丸の内二三</small> 至自 〇〇 一一 二二 三四 </td> <td> <small>銀座五七</small> 至自 一一 二二 三三 四五 </td> <td> <small>銀座五七</small> 至自 一一 二二 三三 四五 </td> <td> <small>茅場六六</small> 至自 一一 二二 三三 四五 </td> </tr> </table>	同盟	朝日	日日	讀賣	報知	國民	都	中外	<small>銀座五七</small> 至自 一一 二二 三三 四五	<small>丸の内二三</small> 至自 〇〇 一一 二二 三四	<small>丸の内二三</small> 至自 〇〇 一一 二二 三四	<small>京橋五六</small> 至自 一一 二二 三三 四四 五五 六六 七七 八八 九九 〇〇	<small>丸の内二三</small> 至自 〇〇 一一 二二 三四	<small>銀座五七</small> 至自 一一 二二 三三 四五	<small>銀座五七</small> 至自 一一 二二 三三 四五	<small>茅場六六</small> 至自 一一 二二 三三 四五	十月八日 後前 二時 五分	天野	
同盟	朝日	日日	讀賣	報知	國民	都	中外												
<small>銀座五七</small> 至自 一一 二二 三三 四五	<small>丸の内二三</small> 至自 〇〇 一一 二二 三四	<small>丸の内二三</small> 至自 〇〇 一一 二二 三四	<small>京橋五六</small> 至自 一一 二二 三三 四四 五五 六六 七七 八八 九九 〇〇	<small>丸の内二三</small> 至自 〇〇 一一 二二 三四	<small>銀座五七</small> 至自 一一 二二 三三 四五	<small>銀座五七</small> 至自 一一 二二 三三 四五	<small>茅場六六</small> 至自 一一 二二 三三 四五												
	月 日 後前 二時 五分	北野																	
	月 日 後前 二時 五分	山下																	
	月 日 後前 二時 五分	山下																	
	月 日 後前 二時 五分	毎本																	
	月 日 後前 二時 五分	中																	
	月 日 後前 二時 五分	張本																	
	月 日 後前 二時 五分	陽																	

時

甲乙ノ種別

36

決判 月 日 文書課長 施行 10月 18日

案起

昭和十三年十月十四日

付局受

月第

日號

局送

月

日

主查 圖書課長

警保局長

事務官

大臣

理事官

次官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視總監
各廳府縣長官(除東京府知事) 一宛

新聞記事

取締

二關スル件

昭和八年十月二十六日附通牒ノ豫州國ノ

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話		月 日 前後 時 分		
大阪府電話		月 日 前後 時 分		
愛知縣電話		月 日 前後 時 分		
各廳府縣(各殖民地)電報		月 日 前後 時 分		
東京遞信局電話		月 日 前後 時 分		

三六

內務省

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

交通等ニ関スル記事差止ニ付承德、古北

口河鉄道ノ本営業開始ニ関シ本月二

十日鉄道總局ヨリ發表アル旨 為念

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告 懇談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣(電 各殖民地)報		月 日 前後 時 分	

發信者名

岡東局

受信年月日時

昭和十三年十月十四日 前
後 時 分 受

處分結果

受信者名

決裁月日時

施行顛末

月 日 前後 時 分 決裁

返信月日時
受信者名
月 日 前後 時 分
取扱者印
電話

警保局長

圖書課長

事務官

理事官

(電報譯文) (電話聽取書)

高檢二五七

本日左ノ通り為下ニ。取力、

通信、新法發行地所轄、
東京府長ニ對シ電傳

記帳濟 (印)



事務官

セリ

記

昭和八年十月二十六日附高橋一四四通牒滿洲國
國防崗稅並ニ交通問題ニ関スル記事停止中表
德、古北口間鉄道ノ本營業務開始ニ関シ本月二十
日鉄道總局ヨリ發表アル旨ニ付為念心

一一 一五二

カントウキヨク

五〇五

コ一、〇五

ケイホキヨクテウ

コケンニ五七(カツ)セウワハネン一〇ツキニ六ヒツケコケン一
 四四ツウテウマンシユウコクコクホ ウカンゼ イナラビ ニコウ
 ツウモンダ イニカンスルキジ サシトメチウシヨウトクコホクコ
 ウカントツト ウノホンエイギ ヨウカイシニカンシホントツキニ〇
 ヒテツト ウソウキヨクヨリハツヒ ヨウアルハズ ニツキ(ネン
 一、三

コ二、三五 才



甲乙ノ種別

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話		月 日 前後 時 分		
大阪府電話		月 日 前後 時 分		
愛知縣電話		月 日 前後 時 分		
各廳府縣各殖民地電報	各廳府縣各殖民地	月 日 前後 時 分		
東京遞信局電話		月 日 前後 時 分		

37

決判 月 日 文書課長
 施行 十月三十日

案起 昭和十三年十月二十七日 局受 付局受 月第 日號 局送 月 日

主查圖書課長

警保局長 事務官

大臣 理事官

次官

十月二十七日
 警保局長 事務官 理事官
 事務官 理事官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監
 各廳府縣長官 (除東京府知事) 宛

新聞記事 差止解除ニ關スル件

客斗十二月三十日附通牒ノ九二式重

三七

事務官

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

爆撃機及九五式戦闘機ニ関スル記事

差止ハ

ニ関スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ関スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

第二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

滿洲國治安部警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同シ

手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話先	
月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	10月 29日 後前 2時 45分	通牒日 時	
									姓名 佐水	受信者 氏名	
									伊東	取扱者印	
各殖民地當該官		各廳府縣警察部長		發信先		電報手配		電話通報先		通報日時	
						憲兵司令部 <small>警電 一〇〇五番</small>		東京都市遞信局 <small>直通電話又ハ 赤坂三六七番</small>		內閣情報部 <small>省內電話 五四〇番</small>	
						拓務省警務課 <small>銀座 自五、一三一至五、一三九番</small>		衆議院速記課 <small>銀座 三八九〇番</small>		貴族院委員課 <small>北村 銀座 四、一三一番</small>	
10月 29日 後前 2時 40分						月 日 後前 時 分		月 日 後前 時 分		月 日 後前 時 分	
伊東		取扱者印				赤田		赤田		佐水	
						伊東		伊東		伊東	

甲乙ノ種別

38

區分	受信者名	發信月	日	時	分	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話		月	日	時	分		
大阪府電話		月	日	時	分		
愛知縣電話		月	日	時	分		
各府縣各殖民地電報		月	日	時	分		
東京遞信局電話		月	日	時	分		

決判

月

日

文書課長

施行

十月

三十日

案起

昭和十三年十月二十七日

付局受

月第

日號

局送

月

日

主查圖書課長

警保局長

事務官

大臣

理事官

次官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監
各廳府縣長官(除東京府知事) 宛

新聞記事

取締

二關スル件

昭和十三年七月三十日附通牒ノ日滿經濟

三八

事務官

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

共同委員會ニ関スル記事ニ差止ニ付滿洲

化學肥料工業確立要綱草案ニ関シ十月

二十日滿洲國政府ヨリ發表アリ為念

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告懇談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

關高檢第二六一號

昭和十三年十月二十五日

秘

關東局 司政部長

對滿事務局長	內務省警務局長	朝鮮警務局長	台灣警務局長	關東軍參謀長	關東憲兵隊長	關東遞信局長	治安部警務局長	下關檢閱係員
殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿

新聞掲載禁止事項中一部發表ニ關スル件

本日別紙寫ノ通關東州廳警務部長ニ通牒セリ

局保警
 10.27.木
 2294号



關高檢第二六一號

昭和十三年十月二十五日

秘

關東局 司政部長

關東州廳 警 察 部 長 殿

新聞掲載禁止事項中一部發表ニ關スル件

昭和十三年七月三十日附高檢三二五通牒ノ日滿經濟共同委員會ニ關シ
本日（滿洲化學肥料工業確立要調案ニ付）滿洲國政府ヨリ發表アル等

爲念

甲乙ノ種別

39

區分	受信者名	發信月	日	時	分	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話		月	日	時	分		
大阪府電話		月	日	時	分		
愛知縣電話		月	日	時	分		
各府縣各殖民地電報		月	日	時	分		
東京遞信局電話		月	日	時	分		

案起

昭和十三年十一月十日

局受

第

日號

局送

月

日

決判

月

日

文書課長

長

施行

月

日

主查圖書課長

警保局長

事務官

大臣

理事官

次官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監
各府縣長官(除東京府知事) 宛

新聞記事

取締

ニ關スル件

近ク設立セラルベキ大平洋石油株式會社

三九

務官

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

社ニ関スル事項ハ昭和十二年十月十九日附通牒

ノ石油及石油タンク材料ノ輸入其ノ他ニ関スル

記事差止ニ抵触スルモノニ付

ニ関スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ関スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

第二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同シ

極秘

大平洋石油株式會社創立關係書類（昭和十三年十一月）

目次

第一 創 立 趣 意 書

第二 事 業 目 論 見 書

第三 定 款

一、シタノ石油株式會社ニ關スル説明

一、鑛區明細表並ニ鑛區位置圖

以 上

燃料局事務官
安 永 茂 弘

燃料局第二部

第一
創
立
趣
旨
書

創立趣意書

今や皇國ハ未嘗有ノ大戦戰ヲ敢行ス。夫ノ赫々タル陸。海。空ノ立体戦果ト。夫ノ盤然タル既設諸施設ノ補強實績トヲ顧ミテ、皆皇國ノ勲業ヲ鈐印スルモ、茲ニ唯一ツ、眞ニ憂慮ニ堪ヘサルモノハ石油方策ノ一事ナリ。

洵ニ。「石油ノ一帯血液ノ一滴」トイフ。國內産油童。僅カニソノ需要ノ一割ヲタニ充タスヲ得ス。海外資源トシテ擧ケ侍ルモノ只北極太並ニ探ル才ノ乏ニ止マリ之ニ我石油國策ノ全生命ヲ托シ難キハ論ヲマタサルトコロナリ。

茲ニ。都留鐵道。在壘二十ヶ年。具ニ辛酸ヲ嘗メツツ、唯一念石油報國ニ全生命ヲ傾倒シ。奮闘努力遂ニ成リテ、昭和十年秋、壘國法人ラダ―石油株式會社ヲ創立シ、壘國石油界ノ重鎮アルマサシ氏ヲ社長ニ推シ、之カ專務取締役トナリ、今や同國有數ノ石油鐵區約十萬町歩ヲ保有スルニ至

然ルニ。母國日本カ非常態勢ノ愈々切實ニシテ、人造石油工業ニ巨額ノ國幣ヲ割キ居レル状態ナルヲ知り、同君遂ニ默視スルヲ得ス、愈々本年四月

歸朝シ。親シク關係諸方面ニ亘リ詳細ニ實情ヲ報告シ。有志ノ支援ヲ求め
タリ。去ル九月以來余ヲ訪ウテ。同君方初一念。石油殉國ノ熱誠ヲ披瀝シ
一切ヲ舉ケテ余ニ寄託シ。以テ本事業ノ達成ニ微力ヲ效スヘキヲ來訴セラ
ル。

余。沈思熟考之ヲ久ウシ。其間蠱國法制上ノ諸關係。事業計劃ノ資料。關
係諸方面ノ觀察其他凡ユル事情ヲ審ニシタリ。協和鐵業會社。及ヒ池田佐
忠氏其他關係諸氏亦皆進シテ余ノ是レカ幹旋ヲ希望セラル。余茲ニ於テ本
事業遂行ノ豫測ニツキ微討ヲ重ネタル結果本事業ノ我國策上最モ緊切ノモ
ノナルヲ浦感シ然カモ幸ニ採算有利ナル信念ヲ侍タルヲ以テ同志諸氏ト相
謀リ身邊ノ事情一切ヲ顧ルコトナク只專心皇國石油國策寄與ヲタタハ茲ニ
老強ヲ撻シテ本事業ノ創立ヲ企圖スルニ至レリ。只其弊太甚ニシテ
冀クハ。諸賢。本會社設立ノ趣旨ヲ諒トセラレ。奮ツテ之カ株式ノ引受ニ
參加セラレ。以テ是ノ皇國重要ノ國策遂行ニ協力セラレシコトヲ。

昭和十三年十一月

日

創立委員長

藤原銀次郎

第二事業目論見書

事業目論見書

一、 會社名稱

當會社ハ太平洋石油株式會社ト稱シ。本社ヲ東京市ニ、支店ヲ内外必要ノ地ニ置ク

二、 資本金

當會社ノ資本總額ヲ壹千萬圓トシ。之ヲ貳拾萬株ニ分チ、壹株ノ金額ヲ金五拾圓トス

三、 株式ノ拂込

當會社ノ株式ハ第壹回半額拂込トス

四、 事業ノ目的

當會社ハ左ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的トス

- (イ) 海外ニ於ケル石油事業ノ經營並ニ之ニ對スル投資
- (ロ) 外國產原油並ニ製油ノ賣買
- (ハ) 海外ニ於ケル一般鑛物ノ採掘並ニ之ニ對スル投資
- (ニ) 海外ニ於ケル油井掘鑿、送油管敷地其他ノ事業ノ請負

五

(四) 前各項ニ關聯スル一切ノ事業並ニ之ニ對スル投資
事業 資金

資本金壹千萬圓。借入金五百萬圓、合計壹千五百萬圓ヲ事業資金トス
但初年度ニ於テハ拂込資本金五百萬圓。借入金貳百五十萬圓。合計七
百五十萬圓ヲ以テ事業ヲ開始スルモノトス。次年度以降ハ必要ニ應シ
殘額拂込五百萬圓並ニ借入金貳百五十萬圓、合計七百五十萬圓ヲ加ヘ
テ、總計壹千五百萬圓ヲ以テ、事業ヲ遂行スルモノトス

六

事業 計畫

當會社ハ主トシテ現在墨國ニ於テ石油事業經營中ノメキシコ國法ニ據
リ設立セラレタル、ラグーナ石油株式會社 (Cia. Mexicana de Petroleo
Leguia S.A.) (以下、「墨社」ト稱ス)ト相提携シ、其ノ保有ニ係ル油
田ノ開發ニ協力スルモノニシテ其ノ提携要綱左ノ如シ

(1) 「墨社」トノ諸契約ニ付テハ權利確保ニ付キ萬全ノ方策ヲ講スルモノ
トス

(2) 外國人並ニ外國商社ニ於テ。墨國油田ノ「コンセッション」ヲ獲得スルコトハ。最近ノ墨國國情ヨリ見テ。手續上極メテ困難ノ學情ニアラヲ以テ。形式ニ拘泥スルコトナク。其實質ヲ把握センカタメニ。今般當會社ハ「墨社」ト協定ヲ遂ケ。投資ノ方法ヲ以テ本事業ニ付キ彼我兩社共存共榮ノ實ヲ擧クルコト。而シテ右條件ヲ「墨社」カ快諾シ之カ履行ノ保證トシテ。「墨社」ハ其ノ株式總數ノ過半數ニシテ都留氏ノ所有ニ屬スル株券ヲ當社ニ差入レ置クモノトス

(3) 「墨社」ハ墨國ニ於ケル。對政府。對地主。對勞働者關係ノ交渉並ニ事務一切ヲ擔當シ。且其費用ヲ負擔ス。當會社ハ「墨社」ノ名ヲ以テ現地ニ於テ。鑿井。採油。貯油。運搬。販賣。積出等ノ作業ニ關スル一切ノ處理並ニ其ノ會計ヲ擔當シ。且之カ費用ニ充當スルタメ。投資ヲナスモノトス

(4) 產油ハ原則トシテ。總テ。之ヲ日本ニ輸入スルモノトス。但日本側ノ必要ニ應シ。日本以外ノ外國ニ賣渡スコトヲ得ルモノトス

(5) 「墨社」ト當會社トノ間ニ於テ。本事業ノ存續中。永久ニ。所謂「產

油折半」ノ商取引慣習ニ率ヒ、産油買上代金總額ヲ折半分分配シ以テ投資ノ報償トスルモノトス

(6) 當會社ノ拂込資本金カ五百萬圓ヲ超エサル場合ニ限り、其純益金カ年八歩ニ達セサルトキハ、「墨社」ノ受クヘキ利益中ヨリ、其不足分ヲ

「墨社」ニ於テ填補スルモノトス

(7) 同フ壹々年間ニ現金五拾萬弗ヲ送スルノ外、百萬弗ハ物資ヲ以テ送致スルモノトス。其後ノ投資其他ノ送金ハ、「墨社」ト協議人上其金額及ヒ時期ヲ定メ、物資送致ノ方法ニ依ルモノトス

七 事業費

(一) 初年度事業費ノ内容左ノ如シ

(イ) 「墨社」所有物及ヒ權利ノ讓受ニ對スル投資

三五〇〇〇〇弗 (註一)

(ロ) 「サンカルロス油田」ヘノ投資額

三二〇〇〇〇弗

内 詳 譯

1 鑿井費（十本鑿井、一井當二萬弗）

（二〇〇、〇〇〇弗）

2 サンカルロス積取港設備費（一〇〇、〇〇〇弗）

（一萬噸タンク一基、繫船設備、其他）

3 テヤラン（油槽貯五千桶）一隻購入費

（二二〇、〇〇〇弗）

（イ）「タミスモロシ油田」への投資額

八〇〇、〇〇〇弗

内 詳 譯

1 試掘準備費（伐採、道路十八杆、軌道三杆、建物）

（一二〇、〇〇〇弗）

2 鑿井機二臺購入費（一臺十萬弗）

（二〇〇、〇〇〇弗）

3 試掘費（二本試掘、一井當り四萬弗）

（八〇、〇〇〇弗）

4 採油設備費（タンク、パイプライン） 三〇〇〇〇〇（弗）

5 地迄十八杆パイプライン敷設費（八吋） 一八〇〇〇〇（弗）

6 パイプライン附屬諸設備費（三〇〇〇〇〇弗）

7 チヤラン（五千粘）二隻壁入費（四〇〇〇〇〇弗）

8 タンピコ積取港設備費（一、二〇〇〇〇〇弗）

（一萬圓タンク、繫船設備其他）

三 一般經費 三〇〇〇〇（弗）

右ノ内（一）（二）合計 一五〇〇〇〇〇（弗）

圓貨ニ換算シテ（註二） 五、三六〇、〇〇〇圓

（ア）次年度事業費ノ内容左ノ如シ

(イ) (1)

「サンカルロス油田」への投資額

(一三〇〇、〇〇〇弗)

内 詳

1 鑿井費 (十井鑿井、一井當二萬弗)

(二〇〇、〇〇〇弗)

2 積取港ニ一萬噸タンク一基建造費

(六〇、〇〇〇弗)

3 チャラン二隻 (各五千噸) 購入費

(四〇、〇〇〇弗)

(ロ) 「タミスセロソ油田」への投資額

六六〇、〇〇〇弗

内 詳

1 鑿井機二臺購入費 (一臺十萬弗)

(二〇〇、〇〇〇弗)

2 鑿井費 (十井鑿井一井當り四萬弗)

(四〇〇、〇〇〇弗)

3 タンピコ積取港一萬噸タンク一基建造費

(二〇〇〇〇〇六〇〇〇〇弗)

(ハ) 一般經營費

五〇〇〇〇〇弗

右(ハ)(ロ)(ハ)合計

一〇一〇〇〇〇弗

圓貨ニ換算シテ

三六一〇〇〇〇圓

(ロ) 第三年度以後ハ、各事業年度毎ニ、察井敷、並ニ附帶設備ヲ増加シ

産油量從ツテ収益ノ漸増ヲ計ル方針ナリ。而シテ、夫等後年度ノ豫

算ハ、當會社企業ノ特殊性ニ基キ、各其前年度迄ノ実績ニ徴シ、其

期初迄ニ、産油量、並ニ需要量ノ考慮ヲ逐々、時宜ニ適合セル具

的實施計劃ヲ樹立スルヲ適當ナリト認ムルヲ以テ、茲ニハ其計劃ニ

關スル豫測數字ノ掲載ヲ省略セリ

八 特 典

當會社ハ左ノ如キ特典ヲ有ス

(一) マキシヨ國內石油鑛業權獲得ニ關スル費用ヲ要セスシテ、直ニ事業經營ニ着手シ得ルコト

(二) 當會社ノ拂込資本金カ五百萬圓ヲ超エサル場合ニ限り、其純益金カ八歩ニ達セサルトキハ、「墨社」ノ受クヘキ利益中ヨリ、其不足分ニ付「墨社」ヨリ填補ヲ受クルノ約アルコト

(三) 墨國政府產油ノ日本向ケ一手販賣權獲得ノ見込アルコト

(四) テワンテペツタ地狹横斷パイプライン敷設權獲得ノ見込アルコト

九 收 支 計 算 書

收支計算ノ基礎ヲナスモノハ墨國ニ於ケル產油量ナリ。石油ノ產額ハ產出力ノ多寡ニヨリ著シク左右セラルルモノニシテ、他ノ鑛產ニ比シ之カ測定頗ル困難ナリ。茲ニハ全國ニ於ケル從來ノ實績ニ徴シ之ヲ控ヘ目ニ見テ收支計算ヲ行ヘリ。

(一) 初年度ノ分

(1) 目收具、益支情報モ併ヘリ。

三坑 採來 10 萬圓 (註三)

(1) 支 出 1 經常費 (東京本店分、現地出張費等) 一八〇、〇〇〇圓

2 金 利 (下半年借入金貳百五十萬圓ニ對スル利息、年四歩トシテ) 五〇、〇〇〇圓

3 稅 金 四〇、〇〇〇圓

合 計 二七〇、〇〇〇圓

(2) 差 引 利 益 一三〇、〇〇〇圓

(3) 右利益金ノ處分 其下三萬圓

1 積 立 金 二〇、〇〇〇圓

2 役員賞與金 二〇、〇〇〇圓

3 後期繰越金 八〇、〇〇〇圓

(4) 次 年 度 ノ 分

(1) 收 益 三二一〇〇〇圓 (註三)

產油代金

三二一〇〇〇圓 (註三)

出

1 經常費 (東京本店分、現地出張費ヲ含ム) 三六〇、〇〇〇圓

2 油田投資ノ償却 六三〇、〇〇〇圓

(投資金額八、九七〇、〇〇〇圓ニ對スル約七歩トシテ)

3 金利 (借入金五百萬圓ニ對スル利息年四歩トシテ) 二〇〇、〇〇〇圓

4 税金 (日本) 一八〇、〇〇〇圓

合計 一、三七〇、〇〇〇圓

イ) 差引利益 八四〇、〇〇〇圓

ロ) 右利益金ノ處分

(甲) 當年度處分シ得ヘキ金額

(1) 當年度利益 八四〇、〇〇〇圓

(2) 初年度繰越金 二八〇、〇〇〇圓

合計 (半一附) 九二〇、〇〇〇圓

(乙) 處分方法左ノ如シ

一〇〇、〇〇〇圓
八〇、〇〇〇圓

(註一)

「ラ社」ヨリ參拾五萬弗ヲ以テ讓受クヘキモノハ主トシテ「サンカル」
ス」油田ニ於ケル諸設備、機械、材料、並ニ既存自噴井ノ產油半量ヲ享
有スヘキ權利ニシテ、其現存物件ノ主ナルモノヲ示セハ次ノ如シ

1 鑿井機 五臺

2 ケーシングパイプライン用各種鐵管

3 油槽 二千桶二基、二百五十桶一基 計三基

4 バルブ、モーター、其他機械器具類

5 軌道 約二軒

6 建築物（事務所、倉庫、病院、鑿手住宅等ノ木造建築五棟其ノ他勞
働者住宅六棟、兵舎一棟）

參考

既存自噴井ノ評價

都留氏報告書ニ依リ墨國ニ於ケル噴油井賣買ノ評價基準ヲ示セハ左ノ如
シ

(1) 北部油田地方（タミスモロン方面）ハ、噴油開始當時ノ日產量ニ、二三

十六ヶ月分ノ日數」ヲ乘シタルモノヲ計算ノ基準トス。即チ一糶壹弗トシテ計算スレハ、噴油井ノ賣買價格ハ噴油量一糶當リ、壹千八拾弗トナル。今假ニ「少シス器回シ」自噴井一井ノ噴油量、日産二百糶トスレハ貳拾壹萬六千弗、千糶トスレハ、百八萬弗ノ評價トナル

(四) 南部油田地方(サンカール回ス)ニ於テハ、噴油開始當日ノ日産量ニ「六十ヶ月分ノ日數」ヲ乘シタルモノヲ、賣買ノ標準價格トス。從ツテ、前記計算ニ依レハ、噴油井戸ノ賣買價格ハ、噴油量一糶當リ、千八百弗トナル。一井當、産油量、二百糶トスレハ、サンカール回ス自噴井二井ノ賣買價格ハ、七拾貳萬弗ト評價サル、コト、ナル

(註二)

日米爲替相場ヲ二十八弗ト見テ計算ス

尙、金額ノ計算ニ當リテハ、便宜上、萬位ニ止メ、以下四捨五入トス
(註三)

初年度及ヒ次年度ニ於テ、當會計ノ受クヘキ産油量、並ニ産油賣上代金ノ計算方法左ノ如シ

一、産油量ノ計算ニ當リテハ、左ノ基準ニ依ル

(イ) 試掘井ハ採油處理設備未完成ニ付、其ノ試掘年度ハ産油ナキモノト看做ス

(ロ) 一井當リ平均産油量ヲ日産、二百桶ト定メ、一ヶ月ヲ三十日トシテ

計算ス

(ハ) 鑿井ニ、大體三ヶ月ヲ要スルヲ以テ、一年ヲ四鑿井期ニ分ツ

(ニ) 貯油ナル方面ハ採油處理、貯油及積出港設備ノ完成ニ、約六ヶ月ヲ要スルヲ以テ、其ノ間、産油ヲナキモノト看做ス

(四) 現存井ハ貯油ナルニ井トス。夕々及心回シ自噴井一井ハ積出設備未設ノタメ本計算ニ算入セス

二、墨國 F・O・Bノ引合相場ハ、現在ノ時價ヨリ見テテ、一桶米貨一弗

ヲ妥當トスルモ、内輸ニ見積リ、八〇仙トシテ計算ス

三、初年度ノ計算

甲、採油可能井數及ヒ採油可能期間

現存井	サシカハ同又第一期鑿井	同第二期鑿井	同第三期鑿井	同第四期鑿井	多シ又モ同シ試掘井	合計
二井	一井	三井	三井	三井	二井	十四井
一月始開始 三月末完成	四月始開始 六月末完成	七月始開始 九月末完成	十月始開始 十二月末完成	後半期ノ事 業トス		
自七月一日至十二月末日	自七月一日至十二月末日	自七月一日至十二月末日	自十月一日至十二月末日	本年度採油ナシ	本年度採油ナシ	
六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	三ヶ月			
採油可能月數						

乙、採油量

十四井ノ内 採油可能井數	日産		月産		採油可能 期間	總採油量
	日	産	月	産		
六井	一、二〇〇	桶	三六〇〇〇	桶	六ヶ月	二一六〇〇〇桶
三井	六〇〇	桶	一八〇〇〇	桶	三ヶ月	五四〇〇〇桶
合計	一		一		一	二七〇〇〇〇桶
当社ノ受クベキ採油量			右折半			一三五〇〇〇桶

丙、右一三五〇〇〇桶ノ産油賣上代金ハ桶八十仙替

一〇八〇〇〇弗

圓貨ニ換算シテ（註二）

三九〇〇〇〇圓

四次年度ノ計算

甲、採油可能井數、及ヒ採油可能期間